

狭あい道路後退用地の私道整備委託のご案内（区施工）

狭あい道路拡幅整備条例第 11 条第 4 号に基づき、区が私道の拡幅工事を行うには、「整備委託工事申請」をしていただく必要があります。区が私道の拡幅工事を行う場合の条件や提出書類等は下記のとおりです。

1 整備委託工事の内容

- (1) L 形側溝等を道路後退線に沿って移設又は設置します。
- (2) 後退用地の舗装を行います。

※区の拡幅工事は、**建築工事（外構工事）後**になります。

2 区が私道を拡幅整備工事できる条件

- (1) 後退幅が 10 cm を超えること。
- (2) 申請敷地と隣接する敷地の民境界が確定されていること。
- (3) 通り抜け私道であること（行き止まり私道の入口角地は整備委託可能です）
- (4) 後退用地内の構造物等が全て撤去されること。（隣地との共有塀を含む）
- (5) 現況道路がアスファルトやコンクリートで舗装されている（未舗装でない）こと。
- (6) 後退用地が接する私道及び隣地の土地所有者の承諾を得ていること。（項番 4 を参照）

3 提出書類

- 整備委託工事申請書（誓約書付き）（施行規則第 8 条第 1 項）

建物完成（外構工事に入る前）の約 3 ヶ月前までに提出してください。

整備委託工事申請には、事前に後退用地が接する私道及び隣地の土地所有者の承諾が必要です。

承諾が得られない場合は区で工事を行うことができません。自主整備に協議変更をお願いします。

4 私道及び隣地の土地所有者の承諾について

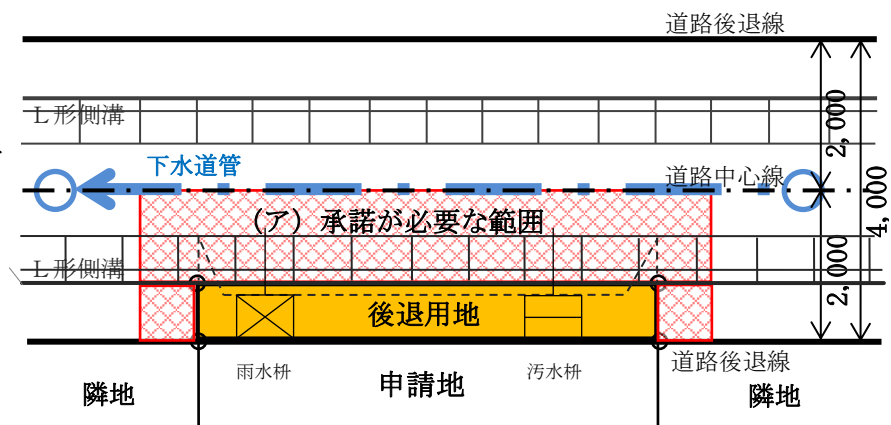
(1) 承諾が必要な範囲

区の拡幅工事では、既存の L 形側溝等を道路後退線に沿って移設又は設置するとともに、雨水の排水経路を適切に確保するため、隣地にまたがる L 形側溝等とのすりつけ工事を行います。また、雨水枡・汚水枡を下水道管に接続する工事を行います。そのため必ず、申請者の責任において、下図（ア）の範囲について土地所有者の承諾を得ておいてください。承諾書面の提出は求めません。

申請者の責任において、**整備委託工事申請書を提出する前に私道等土地所有者の承諾を得てください。（書面の提出は求めません）**

整備委託工事申請書に承諾が必要な範囲

承諾が得られない場合は区で工事を行うことができません。（自主整備となります）



図：承諾が必要な範囲

(2) 拡幅工事の影響がある範囲

拡幅工事時には施工箇所の周辺は車両通行止めになり、工事車両の通行及び工事の作業帯として使用させていただく必要があります。拡幅工事の影響がある範囲の土地所有者及び権利者に対して区が拡幅工事を行うことを事前に伝え、同意を得ておいてください。

その後、区の拡幅工事前に区施工業者が、拡幅工事の影響がある住宅に『工事のお知らせ』を配布し、工事日程や工事内容、車両の通行止め等についてお知らせいたします。

5 整備委託工事後

- (1) 後退した部分については土地所有者等が、一般交通の用に供するよう適正に維持管理してください。
- (2) 道路状に整備した後退部分は、申告により固定資産税・都市計画税が非課税扱いになります。

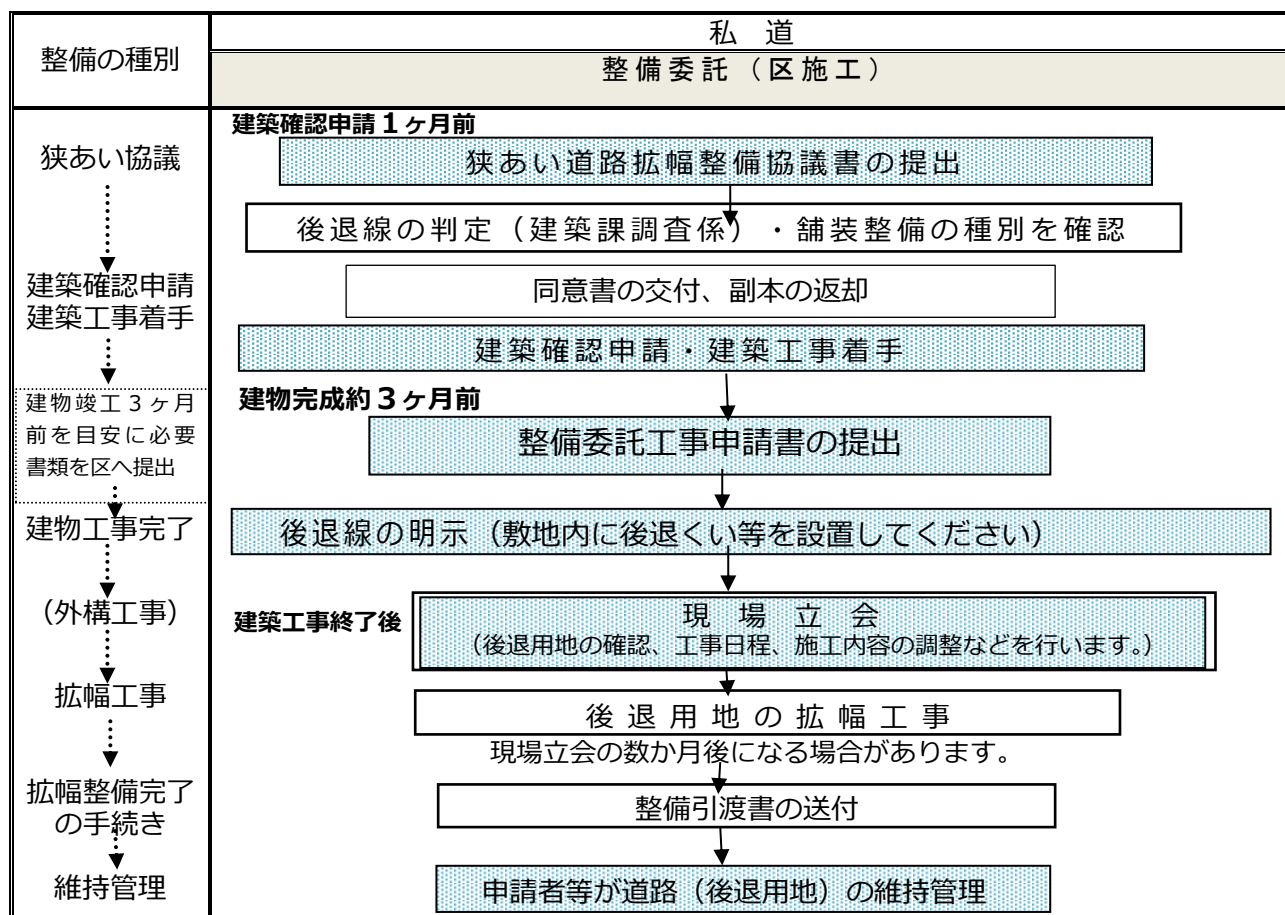
【問合せ先】目黒都税事務所土地班 Tel. 03-5722-9096

【狭あい道路拡幅整備（私道整備委託）の手順】

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと



※区の拡幅工事は、予算の範囲内で行なっているため、翌年度になる場合があります。翌年度になる場合は、例年5月中旬頃から順番に立会を行った後に拡幅工事を行います。

【現場立会にあたっての条件】

準備事項や注意点の詳細については、別紙「区の拡幅工事を選択された方へ」に記載しています。ご確認のうえ、必ずお守りください。

「後退用地に仮囲い等の支障物がなく」「後退線を明示（後退くい等を設置）した」状態が整ったら、狭あい道路担当にご連絡ください。

まず職員が現場を確認し、その後工事関係者で集まり、工事の立会を行います。

- ① 後退用地は、砂利又は土等で、前面道路と同じ高さにしておいてください。
- ② 後退用地内の構造物、樹木、埋設物等はあらかじめ移設または撤去。
- ③ 規定深度より浅い水道管等の是正（土被り最低50cm以上を確保）
- ④ 足場や後退用地内の仮囲い、仮設物、建築資機材等の撤去
- ⑤ 後退線を明示する後退くい等（金属標、金属鉋、プラスチック杭、コンクリート杭、石杭又は目地等）を設置
- ⑥ 拡幅整備工事の施工範囲内にある民民の測量・境界鉋及び杭の撤去後の復元方法における関係権利者同士の確認
- ⑦ 外構工事等を行う場合は、L形側溝の移設に支障が出ないように、塀やフェンス、基礎、擁壁、タイル、土間コンクリート等を道路後退線から敷地側に余裕（2cm程度）を残して施工してください。また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮して施工してください。

目黒区 都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係 TEL03-5722-9729（直通）
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎6F

R7.5更新